

1.概要編

1-1. 福岡市における福祉のまちづくりの取組み

(1) 福祉のまちづくりの取組み経緯

福岡市では、平成 10 年に「福岡市福祉のまちづくり条例」(以下、「条例」という。)を施行し、平成 25 年には「福岡市バリアフリー基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定して、高齢者や障がいのある人をはじめすべての人が、様々な社会活動に参加できるよう、また施設を安全かつ快適に利用することができるようにするためのバリアフリー化など福祉のまちづくりを推進しています。

〔福祉の環境づくり〕

福岡市では、昭和 54 年に「建築物に関する福祉環境整備推進指針」を策定し、建築物のバリアフリー整備の取組みをはじめました。また、昭和 57 年に「福岡市障害者福祉長期行動計画」、昭和 63 年に「福岡市高齢化社会対策長期指針」を策定し、高齢者や障がい者等に配慮した生活環境の整備あるいは暮らしやすいまちづくりを基本的な政策の方向として位置づけました。

その中で、総合的かつ統一的なバリアフリーの整備方針の展開が求められたことから、平成 4 年に『福岡型福祉社会』のための環境づくり指針」を策定し、建築物のほか、公共交通機関、道路、公園における福祉の環境づくりを進めるとともに、特に建築物を新築等する際の事前協議を通じて、バリアフリー整備の理念の普及や民間事業者の理解による整備の促進などを行い、一定の成果を上げました。

〔福祉のまちづくり条例 制定〕

急速な少子高齢化の進行やノーマライゼーションの広がりなど社会情勢の変化を受け、またバリアフリー整備の要請の高まりに対応すべく、福祉のまちづくりの新たな展開が必要となりました。

このため、平成 10 年 4 月に条例を施行し、高齢者や障がいのある人をはじめとする、すべての市民が一人の人間として尊重され、地域社会において相互に支え合い、様々な社会活動に参加することができる福祉のまちづくりを推進することとしました。

翌 11 年 4 月には、「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」(以下、「施行規則」という。)を施行し、不特定かつ多数の人が利用する建築物や交通機関の施設、道路、公園などの対象施設を、高齢者や障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備に関する基準などを定め、対象施設や新設等における基準適合義務などを規定した条例と一体となって施設のバリアフリー化を進めてきました。

また、施行規則と同時に、整備基準等をわかりやすく解説した『施設整備マニュアル』を作成し、施設管理者、設計者、事業者などが施設を整備する上で必要となる配慮事項や参考事例などを盛り込み、時代の変化などに対応して改訂を行ってきました。

〔バリアフリー基本計画 策定〕

平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）が制定され、平成23年3月には「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下、「国の基本方針」という。）が告示されて、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標が設定されたことから、福岡市においても、平成25年4月に基本計画を策定し、ユニバーサルデザインの理念によるまちづくりを推進していくための取組みの方向性を明らかにして、バリアフリー化を計画的に推進していくこととしました。なお、令和2年12月に告示された「国の基本方針」に基づき、令和3年12月に基本計画を改定しています。

(2) 本市の施設整備の基本的な考え方

条例の主旨を踏まえ、高齢者や障がいのある人をはじめとする、すべての市民が一人の人間として尊重され、地域社会において相互に支え合い、様々な社会活動に参加することができる福祉のまちづくりを目指します。そのため、事業主等の理解と協力を得ながら、高齢者、障がいのある人等が移動・利用しやすいなど、すべての市民の多様性が認められた、思いやりのある施設整備を促進します。

一方で、建築物等の用途や主な利用者は一様ではなく、また規模も大小様々です。そのような多種多様な建築物等に対して一律の基準で施設整備を求めた場合、特に小規模な建築物等では整備が難しくなるケースが多く生じることが考えられます。そのため、用途や規模に応じた思いやりのある建築物等が着実に増えていくよう、それぞれの特性を踏まえた適切な基準を設定しています。

※建築物等の用途や規模に応じて適切に基準を設定していますが、可能な限りより高い水準の施設整備とすることが望まれます。

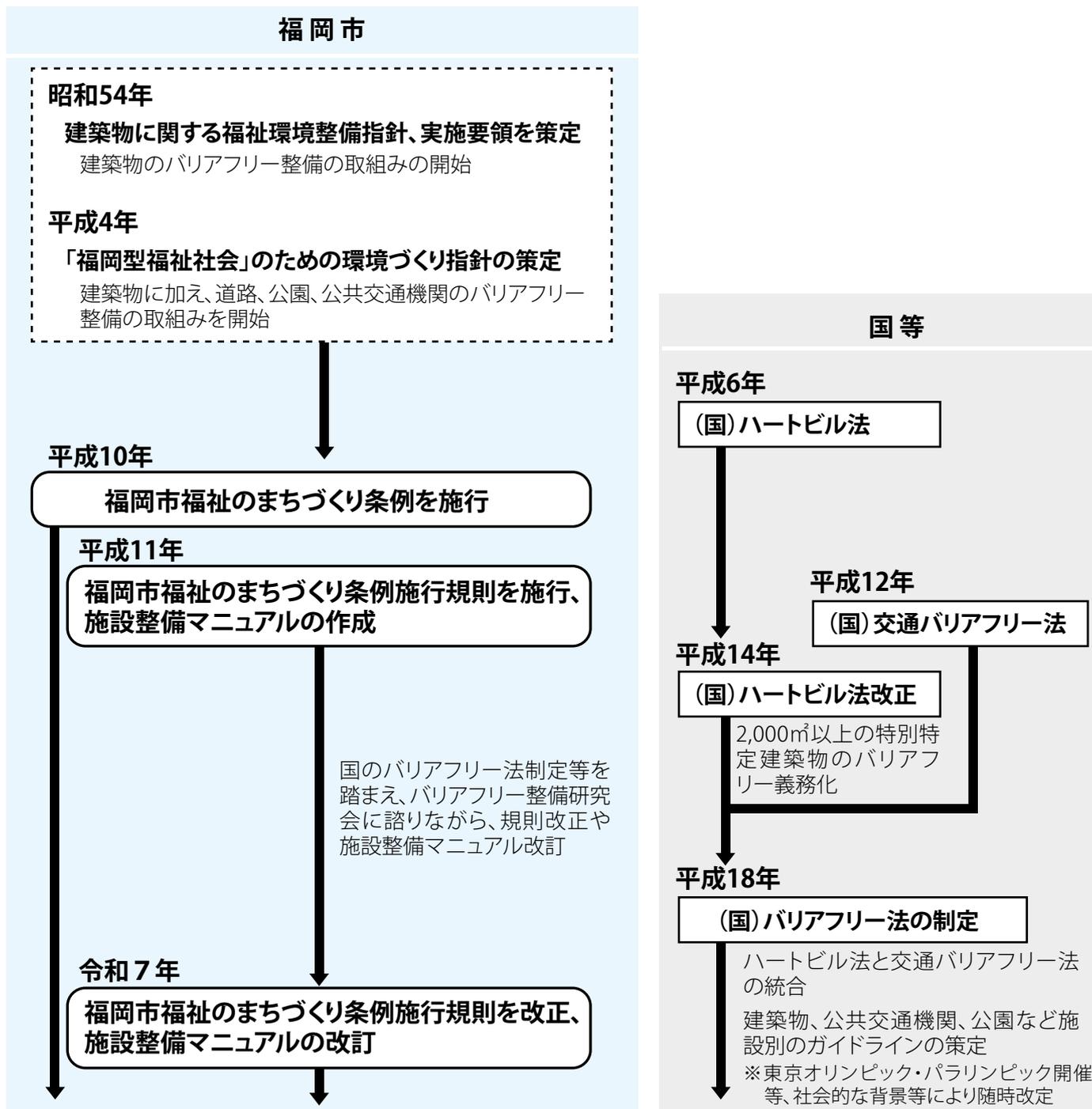
本施設整備マニュアル改訂版の内容については、令和7年12月1日以降に届出された特定施設新設等協議書及び同通知書から適用します。

本市の福祉のまちづくりの取組み経緯

時期	主な制度及び事業	所管局
昭和54年4月	「建築物に関する福祉環境整備推進指針」及び「実施要領」を策定	建築局
昭和57年4月	「福岡市障害者福祉長期行動計画」を策定 国際障害者年の理念にそって、推進期間10年の本市の障害者福祉諸施策の行動計画を示した。	民生局
昭和59年4月	「建築物に関する福祉環境整備指針」を改正	建築局
昭和62年4月	「福岡市障害者福祉長期行動計画後期計画」を策定 上記「長期計画」の見直しを行ったもので、昭和62年～66年度における本市の障害者福祉諸施策の基本的方向と目標を示した。	総務局・ 民生局
昭和63年12月	「福岡市高齢化社会対策長期指針」を策定 福祉環境整備指針の策定が位置づけられた。	民生局
平成2年3月	「福岡市高齢者住宅設計指針」を策定 高齢化社会に向けた住まいづくりの目標及び住宅の安全性、自立性、快適性、利便性についてまとめた。	建築局
平成2年9月	福岡市市民福祉サービス公社を設置 市民参加によるホームヘルプサービス事業を開始した。(平成3年1月)	民生局
平成4年3月	『「福岡型福祉社会」のための環境づくり指針』を策定 公共的建築物に加えて、道路、公園、公共交通機関を対象とした。	都市整備局
平成5年3月	「福岡市福祉総合計画」を策定 第6次福岡市基本計画の福祉分野における具体的な計画を示した。	民生局
平成6年2月	「福岡市高齢者保健福祉計画」を策定 増大、多様化する保健・医療・福祉ニーズに対応するため、高齢者保健サービスの目標量を明らかにし、保健・医療・福祉の連携を図った。	民生局・ 衛生局
平成7年6月	建築物に関する事前協議事務について、指針とハートビル法を併せて運用を開始	建築局
平成8年11月	福岡市社会福祉審議会に「福祉のまちづくりを推進するための基本的条例のあり方」について諮問(平成9年12月答申)	民生局
平成10年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例」を一部施行(施設整備に関する部分を除く)	保健福祉局
平成11年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」を施行	保健福祉局
	「福岡市福祉のまちづくり条例」を完全施行	
平成25年4月	「福岡市公園条例」を改正施行(公園の移動等円滑化の基準を追加)	住宅都市局
	「福岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例」を施行	道路下水道局
平成25年4月	福岡市バリアフリー基本計画を策定	保健福祉局
平成31年1月	「福岡市障がい者を理由とする差別をなくし障がいのある人ない人も共に生きるまちづくり条例(福岡市障がい者差別解消条例)」を施行	保健福祉局
令和3年12月	福岡市バリアフリー基本計画を改定	保健福祉局
令和7年10月	「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」を改正施行	福祉局

※所管局は時期に記載の時点の名称となっている。

本市の福祉のまちづくり及び国のバリアフリーに関する取組みの経緯

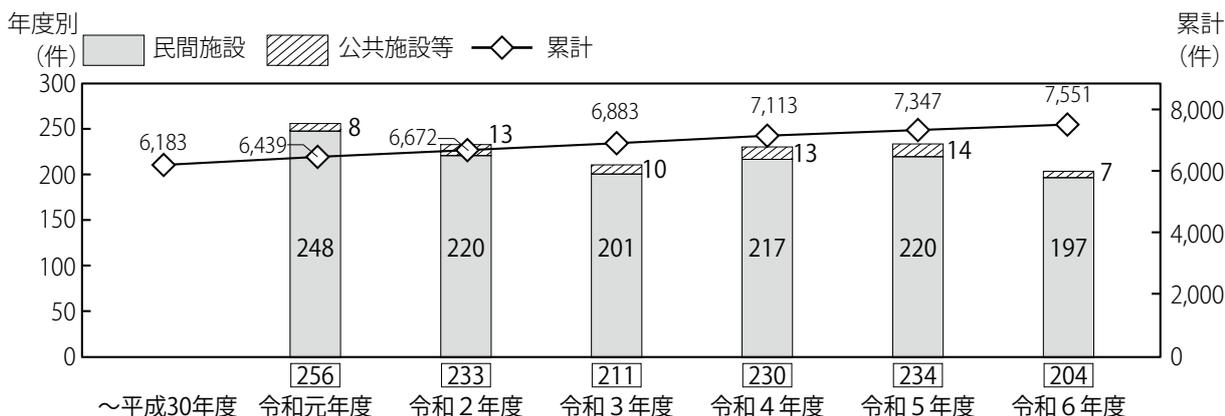


(3)これまでの取組み実績

福岡市では、施設を新設又は改修する際には、平成11年に制定した施行規則に基づいて事前協議を行っており、整備基準に適合した施設のストック数は着実に増加しています。また、「認知症の人にもやさしいデザイン」の導入も含め、福岡市地下鉄七隈線に代表されるような先進的な整備事例や、利用者に配慮して自主的に整備基準を上回る整備を行う取組みも見られるなど、誰もが安心して快適に生活できる社会の実現をめざした福祉のまちづくりの理念や目的は行政をはじめ事業者や市民に浸透しつつあります。

①建築物

整備基準適合証の交付件数(累計)



[バリアフリー整備の事例紹介]

ワン・フクオカ・ビルディング

令和7年4月24日に天神に開業した、飲食、商業、オフィス、宿泊施設等からなる地上19階・地下4階建ての大型複合施設で、大型ベッドや乳幼児用設備も備えた福祉型便房や車椅子利用者にも対応した機械式立体駐車場等が整備されています。



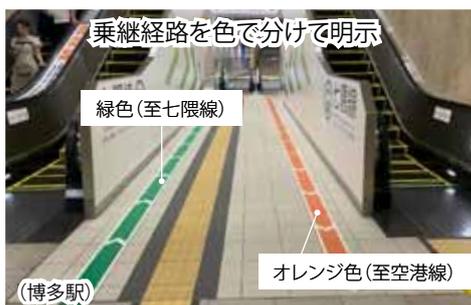
福岡市民ホール

令和7年3月28日に天神に開館した施設で、車椅子使用者用の駐車施設や客席を設置しています。トイレは右・左半身に障がいがある方が利用しやすいよう左右対称の便房を設けたり、認知症の人にもやさしいデザインとして床と壁等のコントラストをつけています。



②公共交通施設

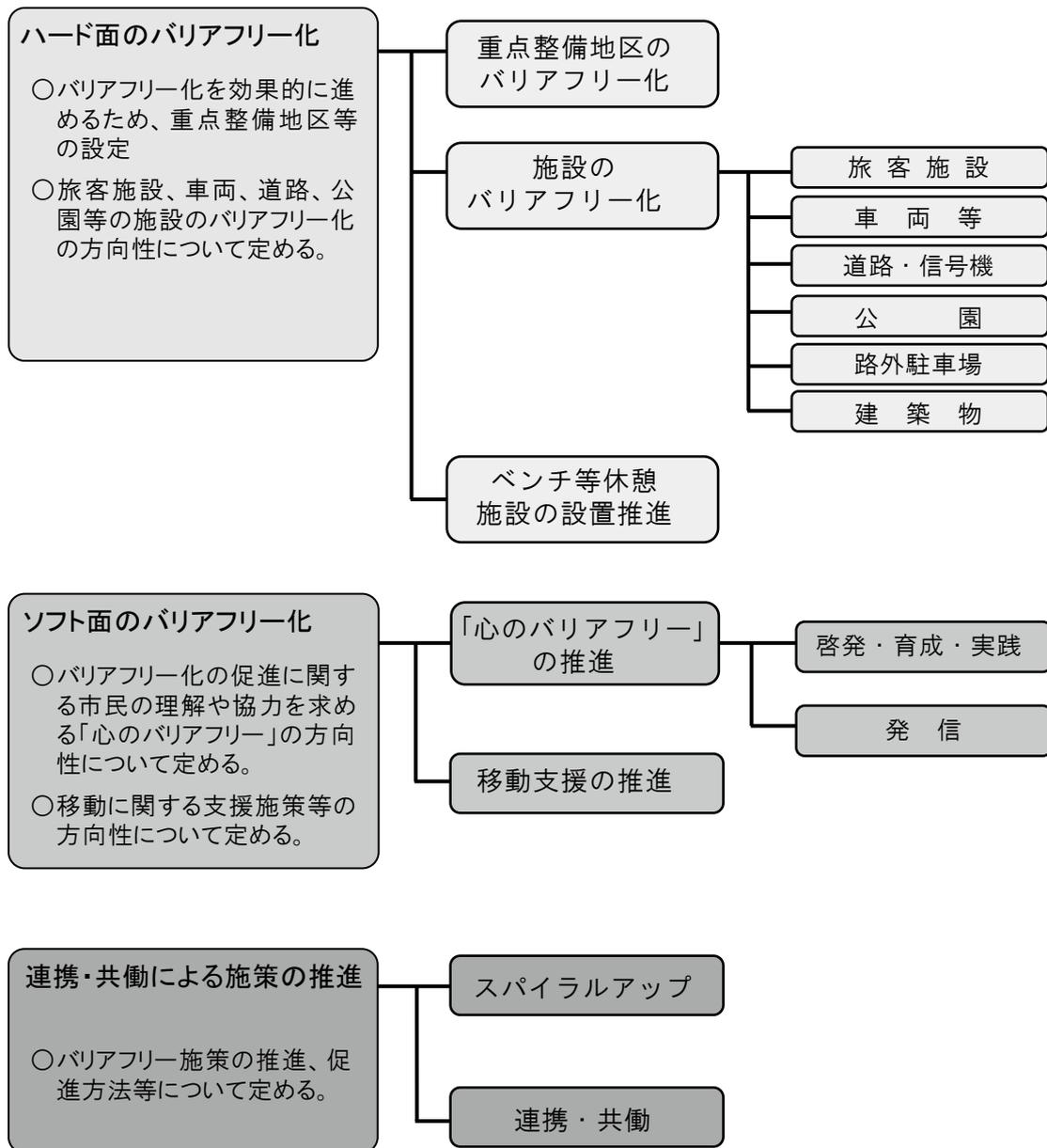
令和5年3月27日に延伸区間が開業した福岡市地下鉄七隈線では、博多駅で空港線への乗継が発生するため、移動経路を色分けしてわかりやすく表示しています。また、トイレ等では目線の高さにサインを設け、識別しやすい色を使用することで認知症の人にもやさしいデザインの導入を行っています。なお、櫛田神社前駅では省エネ化の観点からホームの明るさを電車到着に合わせて変化させていますが、明るさが変わることで電車到着が視覚的にわかりやすくなっています。



(4)バリアフリーのまちづくりの推進方策(福岡市バリアフリー基本計画より)

福岡市では、平成25年4月に基本計画を策定(令和3年12月改定)し、“誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり”を基本理念に掲げ、以下の3つの柱からなる施策を位置づけて、ユニバーサルデザインの理念に基づくバリアフリーのまちづくりを計画的に推進しています。

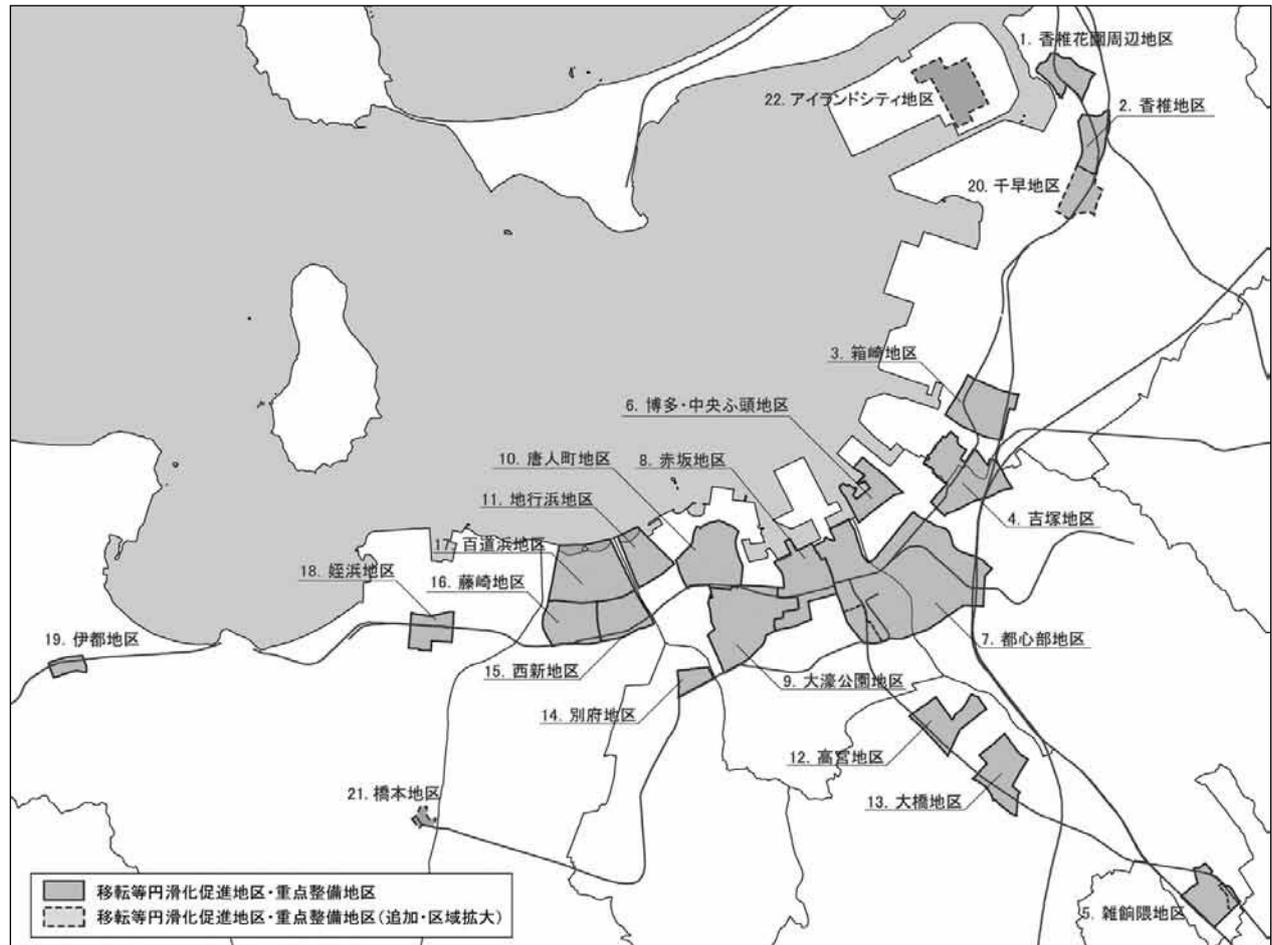
①施策体系



②移動等円滑化促進地区・重点整備地区の設定

バリアフリー化を効果的に進めていくために、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を移動等円滑化促進地区・重点整備地区として定め、生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めています。

■移動等円滑化促進地区・重点整備地区



移動等円滑化促進地区・重点整備地区の設定要件は、設定にかかる国の基本方針等を踏まえるとともに、高齢者や障がい者等の実際の利用状況やニーズ等、本市の実態も勘案して、1日当たりの平均的な利用者数が2千人以上の旅客施設又は高齢者や障がい者等がよく利用する生活関連施設が徒歩圏内(概ね1 km)に3つ以上集積している地区としています。

③生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設相互を結ぶ道路等を基本とし、施設利用者の視点から、施設を訪れる人がよく利用する経路を中心に設定しています。

なお、既にバリアフリー化されている経路であっても、生活関連施設と一体的なバリアフリー化を図るうえで必要と考えられる場合や、当面バリアフリー化のための事業見込みがない場合であっても、長期的展望を示すうえで必要な範囲で位置づけています。

④連携・共働による施策の推進

○高齢者、障がい者などの利用者、学識経験者、行政等で構成する福岡市バリアフリー推進協議会※¹において、本計画の取組み内容の検証等を行い、その結果に基づいて新たな取組みを講じるなど進行管理を行いながら、段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」※²を図ります。なお、進行管理に当たっては、財政フレームも踏まえて取組みの年次計画や施設等の整備目標などをロードマップ(工程表)として作成します。

○バリアフリー化推進にかかる官民連携・共働のあり方や、事業実施主体が異なる施設の継ぎ目等における整備スケジュールの調整や役割分担、利用者と施設設置管理者とが共働でバリアフリー化推進を図っていく仕組みなどについて、同協議会の場を活用して検討していきます。

※ 1) 福岡市バリアフリー推進協議会：バリアフリー法に基づき、本計画の作成に関する協議等を行うための協議会

※ 2) スパイラルアップ：“スパイラル”は英語で、らせん(螺旋)の意。らせんを描くようにバリアフリー化を段階的かつ継続的に発展させていくこと

コラム

福岡市バリアフリーマップ

福岡市では、障がいのある方、お年寄りの方、小さなお子さま連れの方などをはじめとするすべての人が、安心して気軽に外出することができるよう、市内の施設のバリアフリー整備状況を紹介する「福岡市バリアフリーマップ」を運営しています。

福岡市バリアフリーマップに登録することで、施設利用者に対してバリアフリー設備等を案内できるとともに、市民等に対してバリアフリーに取り組んでいる施設であることをアピールすることにつながります。

施設のバリアフリー化にあわせて、福岡市バリアフリーマップへの登録をお願いします。

■福岡市バリアフリーマップ



福岡市バリアフリーマップの閲覧や登録申請は下記からアクセスできます。



URL: <https://fkmachi.city.fukuoka.lg.jp/>

(問い合わせ先: 福岡市福祉局生活福祉部地域共生課)

都心部のまちづくり

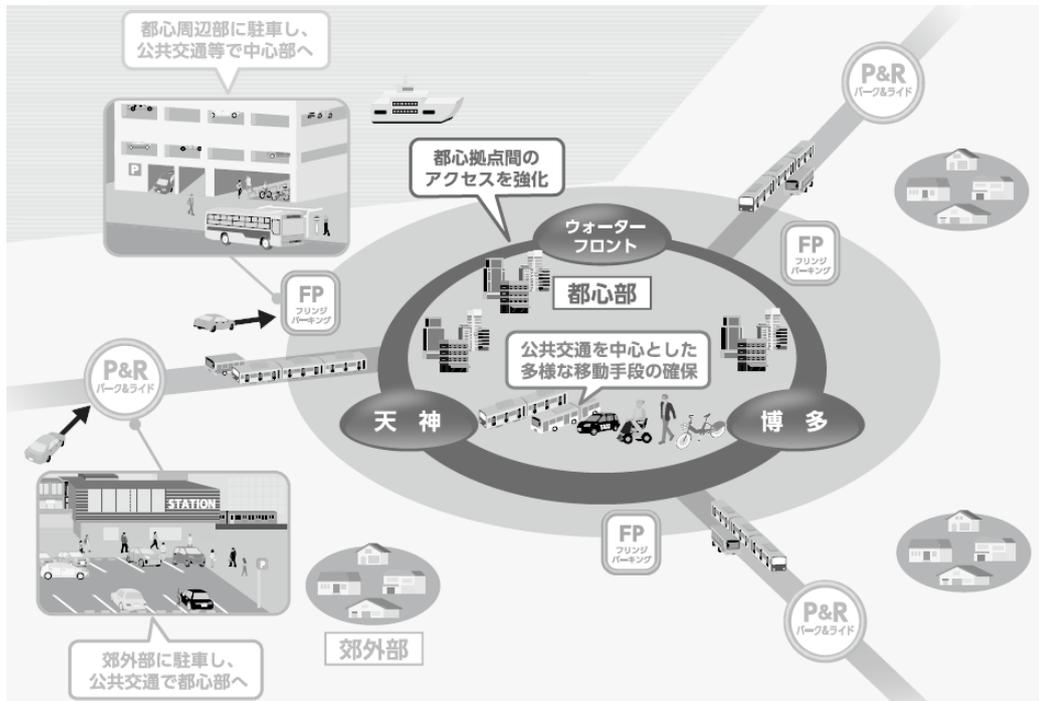
●都市活力を牽引する都心部の機能強化と魅力向上

「第10次福岡市基本計画(令和6年12月策定)」では、都心部及び、その核となる天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロントの3地区において、建築物や道路、公園などの整備や更新期を捉えながら、エリアマネジメント団体をはじめ、企業、行政など多様な主体が連携して、都市機能と回遊性の向上を図り、快適で高質なビジネス環境を創出するとともに、陸・海・空の広域交通拠点との近接性を生かしながら、3地区の地区間相互の連携を高め、都心部の国際競争力を高めることとしています。

●交流を支える都心部の交通環境づくり

「福岡市都市交通基本計画(令和7年5月策定)」では、都市の魅力・活力を高める交通に関する方針のひとつとして「交流を支える都心部の交通環境づくり」を掲げ、都心拠点間の公共交通の充実・強化を進めるなど、都心部の交通環境づくりに取り組むこととしています。

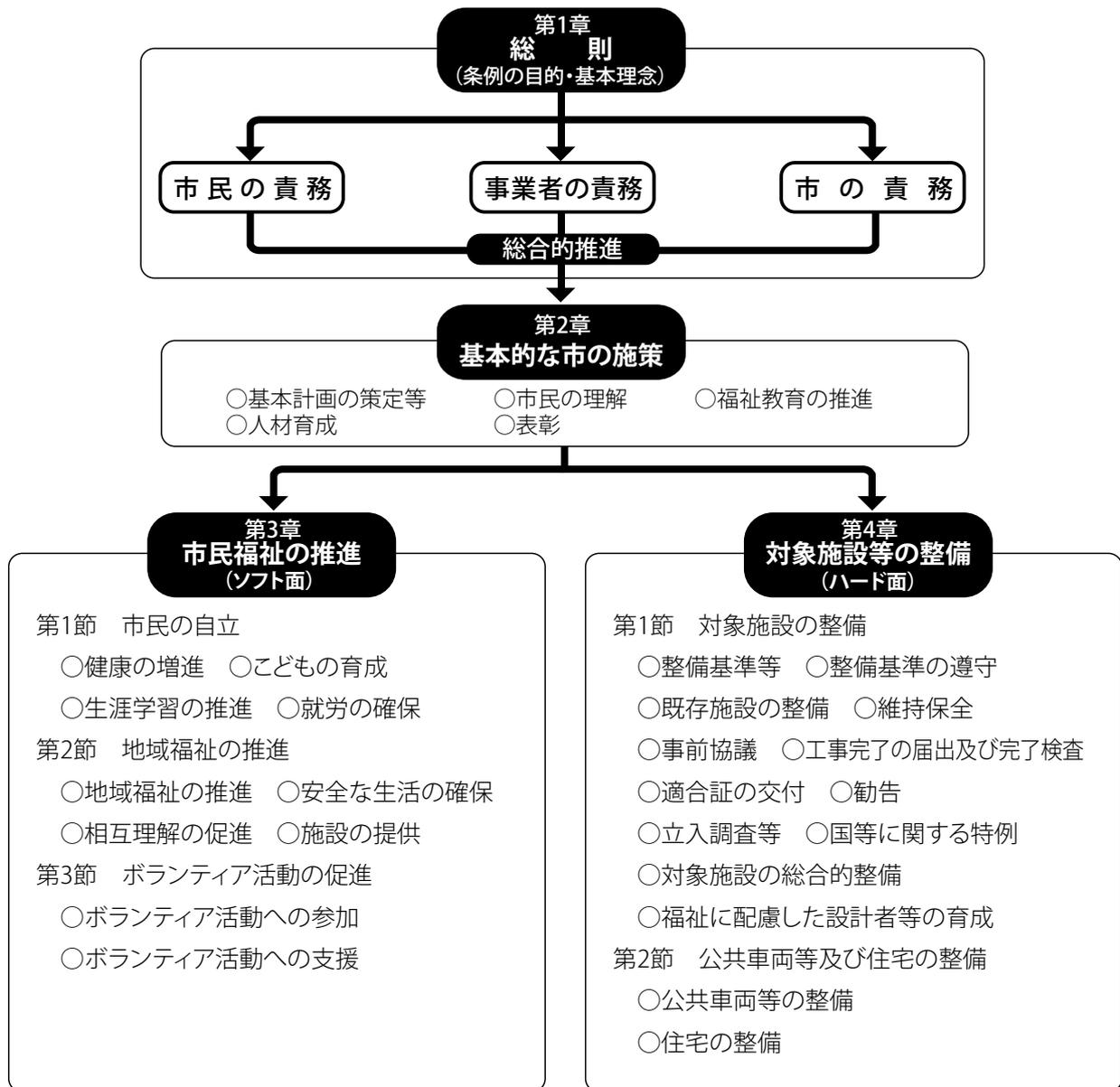
■都心拠点間のアクセス強化と自動車流入抑制のイメージ



1-2. 福祉のまちづくり条例の概要

福岡市では、「優しさに満ちた健やかでやすらぎのある福祉社会の実現」をめざして、福祉のまちづくりを進めるための基本理念や市民、事業者及び市それぞれの責務、多数の人が利用する施設のバリアフリー整備に関する基本的な事項などを定めた条例を平成10年4月に施行しました。

条例の体系



また、条例の施行に関し、バリアフリー整備に関する対象施設や整備基準、事前協議手続きなどの必要な事項を定めた施行規則を平成11年4月に施行しました。

1-3. バリアフリー整備の対象と基準の適合

(1) 対象施設(条例第3条、施行規則第2条、別表第1)

対象施設とは、病院、劇場、集会場、展示場、物品販売業を営む店舗、飲食店、共同住宅等の建築物、交通機関の施設、道路、公園、路外駐車場、開発行為に係る施設といった多数の人の利用に供する部分を有する施設で、次ページ「対象施設一覧表」の対象施設の欄に掲げる施設をいいます。

対象施設は、新設又は改修する際に整備基準に適合させなければなりません。

(2) 特定施設(条例第29条、施行規則第6条、別表第1)

特定施設とは、対象施設のうち次ページ「対象施設一覧表」の特定施設の欄に掲げる施設をいいます。

特定施設は、新設又は改修する際に事前に福岡市と協議しなければなりません。

対象施設のほとんどは特定施設ですが、①建築物のうち事務所・工場・共同住宅等では当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの、②開発行為に係る施設では住宅開発団地で開発区域の面積が5ha以上のものが特定施設となります。

(3) 整備基準の遵守(条例第26条)

ア:対象施設の新設又は改修(対象施設が建築物である場合にあっては、増築、改築、大規模の修繕・模様替、用途の変更を含む。以下同じ。)を行おうとする人は、新設又は改修後の対象施設を整備基準に適合させなければなりません。

イ:上記アの規定は、以下に該当する場合で市長が認めた場合は適用を除外することができます。

- ①新設若しくは改修後の対象施設が整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者や障がい者等が安全かつ円滑に利用できる
- ②対象施設の規模、構造、利用の目的若しくは対象施設の敷地若しくはその周辺の土地の形状その他の事情により当該対象施設を整備基準に適合させることが著しく困難である

(4) 既存施設の整備(条例第27条)

既存の対象施設を所有し、又は管理する人は対象施設を整備基準に適合させるよう努めなければなりません。

(5) 維持保全(条例第28条)

対象施設を所有し、又は管理する人は整備基準に適合させた対象施設を引き続き適合した状態に維持、保全するよう努めなければなりません。

対象施設一覧表

1 建築物

区分	対象施設	特定施設
1 医療施設	病院、診療所、はりきゅう院その他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	助産所、整骨院等の施術所など	
2 興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	すべての施設
類似施設	遊園地・動植物園内の施設など	
3 集会施設	集会場、公会堂、公民館、斎場、結婚式場その他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	老人憩いの家、教会、宗教法人の集会所、地域集会所など	
4 展示場	展示場	すべての施設
5 物品販売施設	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	すべての施設
類似施設	コンビニエンスストア、日用品・食料品販売、調剤薬局等の各種商店、車等のショールーム、ペットショップなど(住宅展示場や専門業者への卸売店舗は対象外)	
6 宿泊施設	ホテル又は旅館	すべての施設
7 社会福祉施設	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	老人デイサービスセンター、ケアハウス、特別養護老人ホーム、高齢者グループホーム等、授産施設など	
8 スポーツ遊技施設	体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、パチンコ屋、ゲームセンター、カラオケボックス(飲食の提供のないもの)その他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	麻雀屋、スポーツ練習場、フィットネスクラブなど(会員制のものを含む)	
9 教育文化施設	博物館、美術館、図書館又は研修所	すべての施設
類似施設	資料館など	
10 公衆浴場	公衆浴場、岩盤浴	すべての施設
11 飲食施設	飲食店、レストラン、喫茶店、スナックその他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	ドライブイン、インターネットカフェ、カラオケボックス(飲食の提供があるもの)など	
12 金融機関等の施設	銀行、信用金庫その他の金融機関等の店舗	すべての施設
類似施設	郵便局、農協、証券会社など	
13 サービス施設	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	すべての施設
類似施設	旅行代理店、塾、不動産業の事務所(モデルルームの商談スペース)、ATMのみの店舗、コインランドリー、無認可託児所、交番、動物病院、マッサージ店など	
14 交通機関の施設	鉄道の駅、バスターミナル、港湾旅客施設又は空港旅客施設のうち、2の表に定める部分以外の部分	すべての施設
15 自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫	すべての施設
16 公衆便所	公衆便所、4の表に定める部分以外の部分	すべての施設
17 公益事業施設	電気事業、電気通信事業、ガス事業等を営む営業所及び事務所	すべての施設

18 官公庁舎	市役所、区役所、保健所、税務署等の官公庁舎	すべての施設
19 学校等施設	保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、高等専門学校、各種学校、自動車教習所その他これらに類するもの	すべての施設
20 事務所	事務所(前各項に掲げるものを除く。)	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の施設
21 工場	工場	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の施設
22 共同住宅等	共同住宅又は寄宿舎	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の施設
23 地下街等	地下街又は公共用歩廊	すべての施設
24 複合施設	1の項から22の項までに掲げるものの2以上の異なる用途に供する建築物	それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の施設
	*1～19の用途を含む複合施設は、用途面積の合計が2,000㎡未満であっても、全ての施設において協議が必要です。	

2 交通機関の施設

区 分	対 象 施 設	特 定 施 設
交通機関の施設	鉄道の駅、バスターミナル、港湾旅客施設又は空港旅客施設のうち、専ら旅客の移動等の用に供される部分	すべての施設

3 道路

区 分	対 象 施 設	特 定 施 設
道 路	(1) 道路法第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。) (2) 港湾法第2条第5項第4号に規定する臨港交通施設(道路及び橋りょうに限る。)	すべての施設

4 公園

区 分	対 象 施 設	特 定 施 設
公 園	(1) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園 (2) 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設(緑地及び広場に限る。)	すべての施設

5 路外駐車場

区 分	対 象 施 設	特 定 施 設
路 外 駐 車 場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場のうち同法第12条の規定による届出をしなければならないものの建築物以外の部分	すべての施設

6 開発行為に係る施設

区 分	対 象 施 設	特 定 施 設
1 土 地	1の表に定める特定施設の建築の用に供する目的で都市計画法第29条の規定による許可を受けて開発される土地	すべての施設
2 住宅開発団地	都市計画法第29条の規定による許可を受けて開発される住宅団地	開発区域の面積が5ha以上の施設

1-4. 整備基準等

(1) 整備基準 (条例第25条第1項、施行規則別表第2)

整備基準とは、すべての人が自らの意思で自由に行動し、積極的に社会参加できるような施設整備を促進するため、高齢者、障がい者等(妊産婦その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける人を含む。以下、同じ)が、対象施設を利用する際に安全かつ円滑に利用できるよう、その公共的利用部分の構造及び設備に関して、障壁となるものを設けず、使いやすいものとするために、新設、改修する際に適合する必要がある具体的な基準です。

(2) 誘導基準 (条例第25条第2項、施行規則別表第3)

誘導基準とは、高齢者、障がい者等の利用を可能とするための必要最小限の基準として定められた整備基準のみでは、整備の水準が低位に固定されるおそれがあることから、整備基準よりも高度に対象施設を利用できるよう、社会全体で実現をめざすべき基準として定めたものです。

※建築物の誘導基準は、バリアフリー法の認定建築物の要件とほぼ同一であるため、同法の認定を受ければ用途規模により、容積率の算定の特例、認定建築物である旨の表示、税制上の特例措置があります。

(3) 整備箇所

基準を適用する整備箇所は、対象施設のうち不特定かつ多数の人又は主として高齢者、障がい者等が利用する公共的利用部分です。

1-5. 特定施設の手続き等

(1) 事前協議 (条例第29条、施行規則第7条、第8条)

特定施設の新設又は改修を行おうとする人(以下「特定整備主」という。)は、特定施設及びその工事の内容について、事前に福岡市と協議をする必要があります。

なお、事前協議に必要な書類の提出前に、工事内容について整備基準適合の事前確認が必要となる場合があるため、早めの事前相談が望まれます。

ア:事前協議は、以下の書類について、正本及び副本を「イ提出期限」に定める日までに20ページの窓口へ提出

- ①特定施設新設等事前協議書…様式1号
- ②特定施設整備項目表(チェックリスト)
- ③特定施設の区分に応じた図書(当該整備箇所に係るものに限る)

イ:提出期限

- ①建築確認申請を要する特定施設…確認申請予定日の14日前の日
- ②開発許可申請を要する特定施設…開発許可申請をする日
- ③路外駐車場設置届出を要する特定施設…路外駐車場設置届出をする日
- ④その他の特定施設…工事着手予定日の30日前の日

(2) 工事完了の届出及び完了検査(条例第30条、施行規則第9条)

工事が完了したときは、その旨を届け出て、検査を受ける必要があります。

ア:工事完了後、速やかに「特定施設工事完了届出書」(様式3号)に、事前協議の対象となった部分の写真を添付して窓口へ提出

イ:整備基準への適合状況を確認するため、完了検査を実施

(3) 内容の変更(条例第29条、施行規則第7条)

事前に協議した内容を変更しようとするときは、事前協議と同様の手続きが必要です。

ア:変更の事前協議は、以下の書類について、正本及び副本を「イ提出期限」に定める日までに20ページの窓口へ提出

- ①特定施設変更事前協議書…様式2号
- ②特定施設整備項目表(チェックリスト)
- ③当該変更に係る図書(当該整備箇所に係るものに限る)

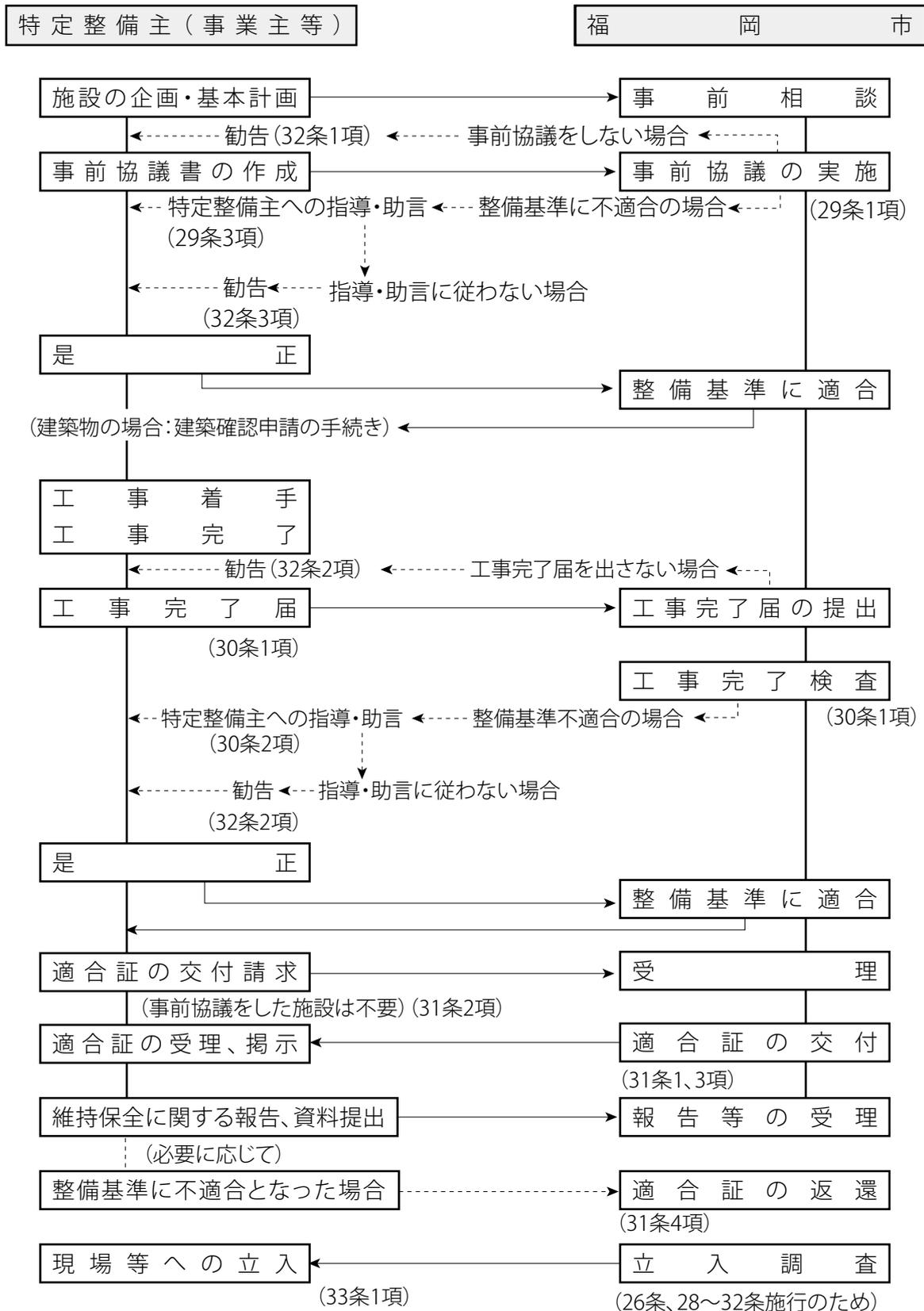
イ:提出期限は、(1)事前協議と同じ

ウ:次のような軽微な変更については、事前協議は不要

- ①整備基準に適合している公共的利用部分の変更のうち、当該公共的利用部分に関する整備基準に抵触しない変更
- ②整備基準に係らない部分の変更
- ③当該用途に供する部分の床面積の合計の変更のうち、整備基準の適用の変更を生じない変更
- ④新設又は改修の工事の着手予定日の変更及び完了予定日の3月以内の変更

(4) 手続きの流れ

特定整備主が特定施設を新設又は改修する場合には、事前相談を行なった後に下図のような流れに従って、事前協議や完了検査の手続きが必要です。特定整備主が国等の場合は、事前協議に代えて通知となります。



※建築物の手続については、P50を参照

(5) 事前相談、事前協議の窓口

設計者等は特定整備主が計画している施設が、条例第29条の特定施設になるか、また、整備基準のどの項目に適合させなければならないかなど、必要に応じて事前相談が必要です。

事前相談及び事前協議を担当する窓口は、対象施設の種類に応じて次のとおりです。

※令和7年12月1日時点

対象施設の種類	窓口	電話	F A X	e-mailアドレス	
建築物	住宅都市みどり局 建築審査課	092-711-4774	092-733-5584	shinsa.HUPB@city.fukuoka.lg.jp	
交通機関 の施設	福祉局 地域共生課	092-733-5344	092-733-5914	chiikikyousei.PWB@city.fukuoka.lg.jp	
道路	開発行為	道路下水道局 道路利活用推進課	092-711-4519	092-733-5533	dororikatsuyo.RSB@city.fukuoka.lg.jp
	道路法による道路	各区・維持管理課 (博多区、中央区及び 西区は管理調整課)	東区 092-645-1056	092-632-8999	ijikanri.HIWO@city.fukuoka.lg.jp
			博多区 092-419-1061	092-441-5603	kanri.HAWO@city.fukuoka.lg.jp
			中央区 092-718-1082	092-718-1079	kanri.CWO@city.fukuoka.lg.jp
			南区 092-559-5094	092-559-5096	ijikanri.MWO@city.fukuoka.lg.jp
			城南区 092-833-4077	092-822-4095	ijikanri.JWO@city.fukuoka.lg.jp
			早良区 092-833-4336	092-841-6687	ijikanri.SWO@city.fukuoka.lg.jp
			西区 092-895-7042	092-882-6135	kanri.NWO@city.fukuoka.lg.jp
港湾法による道路	港湾空港局 維持課	092-282-7143	092-282-7776	iji.PHB@city.fukuoka.lg.jp	
公園	都市公園法による都市公園	住宅都市みどり局 みどり整備課	092-711-4410	092-733-5590	midoriseibi.HUPB@city.fukuoka.lg.jp
	港湾法による 緑地、広場	港湾空港局 維持課	092-282-7143	092-282-7776	iji.PHB@city.fukuoka.lg.jp
路外駐車場	道路下水道局 駐車場施設課	092-707-2168	092-733-5591	futigimukensa@city.fukuoka.lg.jp	
開発行為に係る施設	住宅都市みどり局 開発・盛土指導課	092-711-4587	092-733-5584	kaihatsu-morido.HUPB@city.fukuoka.lg.jp	

※担当する窓口が不明な場合は、下記にお尋ねください。

窓口	電話	F A X	e-mailアドレス
福祉局 地域共生課	092-733-5344	092-733-5914	chiikikyousei.PWB@city.fukuoka.lg.jp

(6) 適合証の交付

市長は、特定整備主が事前協議により新設・改修を行った特定施設が、検査により整備基準に適合していると認めるときは、適合証の交付を行います。

また、既存施設の改修など事前協議が不要な対象施設の所有者等が、対象施設を整備基準に適合させたときは、別に定める関係図書等を添えて、適合証の交付を請求することができます。この場合、市長は整備基準に適合していると認めるときは、適合証の交付を行います。

なお、適合証の交付を受けた特定整備主は、特定施設や対象施設の出入口付近など利用者や市民から見えやすい場所に適合証を掲示して下さい。

整備基準適合証（シンボルマーク）

「基本タイプ」を交付するための条件

高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために、公共的利用部分（多数の人の利用に供する部分）の構造及び設備に関して整備基準に適合している施設に交付します。

「優良タイプ」を交付するための条件

「優良タイプ」は、整備基準に適合している施設で、かつ視覚障がい者誘導用ブロック等、エレベーター、福祉型便房、車椅子使用者用駐車場を整備している施設に交付します。



福岡市障がい者差別解消条例(令和6年4月1日改正)

福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人ない人も共に生きるまちづくり条例

この条例は、障がいの有無にかかわらず、すべての人が個人として尊重される社会をつくることを目指しています。障がいがある人たちにやさしいまちは、どんな人にもやさしいまちです。障がいを理由とする差別がなくなるよう、みんなで取り組んでいきましょう。



●障がいを理由とする差別の禁止

この条例では、正当な理由なくサービスを提供しないなどの「不当な差別的取扱い」と、「合理的配慮の提供」について、「福岡市」と「事業者」に対して、次のように定めています。

※合理的配慮の提供については、民間事業においては「努力義務(するように努めなければならない)」でしたが、条例改正により令和6年4月1日から「法的義務(しなくてはならない)」になりました。

	ふとう さべつ てき とりあつかい 不当な差別的取扱い	ごう り てき はい りよ てい きよう 合理的配慮の提供
ふく おか し し ぎょうしや 福岡市・事業者	きん し 禁止(してはならない)	ほう てき ぎ む 法的義務 (しなくてはならない)

■合理的配慮の提供とは

障がいのある人などから、社会的障壁^(注)を取り除いてほしいという求めがあったときは、その時々状況に応じて、社会的障壁を取り除いたり、そのための努力をしなければなりません。

(注) 社会的障壁 障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)、制度(利用しにくい制度など)、慣行(障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など)、観念(障がいのある人への偏見など)その他一切のもの

●市民に求められること

障がいを理由とする差別のない社会を実現するには、市民一人ひとりが、差別をなくしていくという気持ちをもって、行動していくことが求められます。

そして、市民一人ひとりが、障がいのある人との交流等を通じて障がいや障がいのある人への理解を深めることが大切です。



(問い合わせ先: 福岡市福祉局障がい者部障がい企画課)

地域共生社会の実現とは

●地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

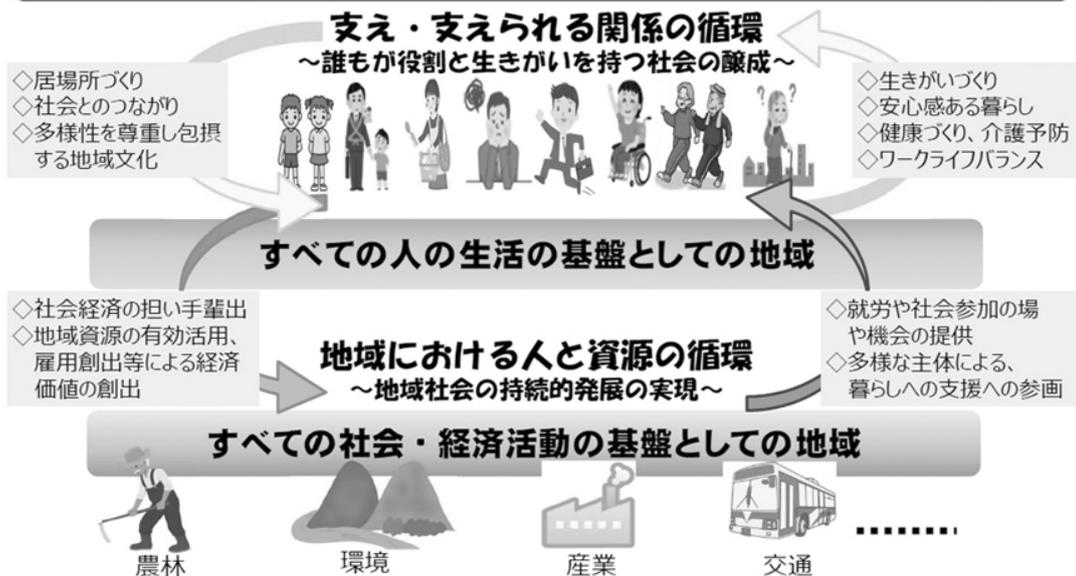
●地域共生社会の実現のために

障がいの有無や年齢といった個人の人属性や置かれた状況に関わらず、誰もが「共生」できる社会を実現するため、人づくりや場づくりを通じて、地域社会に多様なつながりが生まれやすくするための環境を整備していくことが重要です。

社会環境における様々な障壁（バリア）を取り除く「バリアフリー」や、誰もが使いやすい形を目指す「ユニバーサルデザイン」の理念は、このような「共生」の基盤となるものとして、これまでも増して重要となっています。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



(令和元年5月16日 厚生労働省 第1回地域共生社会推進検討会 資料抜粋)

2.設計編

配慮が必要な方の行動特性

高齢者、障がい者をはじめとして、配慮が必要な方の利用を想定した施設整備において最も重視されるのは、それぞれの行動特性、特に移動と利用上の制約です。これは、歩行面に段差がないことや幅員が確保されているなど、適切な配慮を行うことで解決されることも多々あります。

なお、各対象者の特性や配慮すべき内容については、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(国土交通省)においても解説されていますので、参考にしてください。

対 象 者	特性と配慮すべき事項	配 慮 内 容
1. 車椅子使用者	①座位で移動 ・ 目線が低い ・ 高い所は手が届かない	・ 案内板等は見やすい位置に設ける。 ・ 鏡は障がいのある人もない人も兼用できる大型のものが望ましい。 ・ エレベーターの操作等のスイッチ類は車椅子使用者が使用できる高さに設ける。 ・ 棚等を設ける場合は車椅子使用者が手の届く高さにする。
	②車輪で移動 (前輪のキャスターは小さい) ・ 数センチの段差を乗り越えられない ・ 車輪が溝にはまりこむ	・ 段差が生じる場合は傾斜路を設ける。 ・ 公共性の高い一定規模以上の建築物や駅にはエレベーターを設ける。 ・ 排水溝等の蓋は車輪が落ち込まないものとする。 ・ エレベーターのかごと床のすき間はできるだけ小さくする。
	③車椅子の大きさ、形、動き (電動は手動より大きく、重い) ・ スペースがいる ・ 足乗せ台(フットレスト)が出ている ・ 横に動かない ・ 開き戸は使いにくい	・ 廊下幅は車椅子使用者の通行に必要な幅を確保する。 ・ 出入口の幅は広くとる。 ・ 洗面器、カウンター、記載台等は、膝が台の下まで入ること。 ・ 回転できるスペースを設ける。 ・ 居室の出入口はなるべく引き戸とし、開き戸の場合は回転スペースに配慮する。 ・ 福祉型便房、浴室、シャワー室等は引き戸又はアコーディオンカーテンとする。
	④乗り移り ・ 高低差が大きいと負担が大きい ・ 広いスペースがいる	・ 便座、脱衣室のベンチ等は乗り移りしやすい高さとし、乗り移りに必要な手すり等を確保する。 ・ 便所、駐車場等に乗り移りに必要なスペースを確保する。
	⑤手動は、手で車椅子を漕ぐ ・ 傾斜路では負担が大きい ・ 移動時は両手がふさがっている	・ 傾斜路のこう配を緩やかにし、手すりや踊場を設け、負担を小さくする。 ・ 雨に濡れないよう庇の下で自動車等からの乗降ができるようにする。
2. 杖使用者	①杖の接地面積が小さい ・ 滑りやすい ・ 移動時は手がふさがっている ・ 溝にはまりこむ	・ 床面は滑りにくい仕上げにする。 ・ 階段はけこみを設け、踏面から滑らないように、また杖が引っ掛からないようにする。手すり子形式の場合は基部を立上げる。 ・ 雨に濡れないよう庇の下で自動車等からの乗降ができるようにする。 ・ 排水溝等の蓋は杖が落ち込まないものとする。
	②杖の振り幅がいる	・ 廊下幅は杖使用者の通行に必要な幅を確保する。 ・ 出入口の幅は広くする。
	③体の安定を保ちにくい	・ 段差が生じる場合は手すりを設ける。 ・ 段差のけあげは小さくする。

対 象 者	特性と配慮すべき事項	配 慮 内 容
3. 視覚障がい者	①空間把握が困難 ・位置、方向の把握が困難 ・視覚による危険予知が不可能又は困難	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関等に誘導鈴を設ける。 ・廊下、階段、傾斜路等に手すりを設け、色の対比や明度の差に配慮する。 ・位置がわかるよう視覚障がい者誘導用ブロック等を設ける。 ・視覚障がい者誘導用ブロック等は他の部分と対比することができる色調とする。 ・階段や危険箇所の前面に点状ブロック等を設ける。 ・廊下、階段等の照明に配慮し、できる限り均一な明かりとする。 ・階段の段鼻、踏面、けあげを区別できるようにする。 ・床材、手すり、壁の色の対比や明度の差、まぶしさに配慮する。
	②視覚情報の認知が不可能又は困難	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板、便所の表示板、階段の手すり等には点字表示を行う。 ・エレベーターでは、音声を利用した案内装置を設ける。 ・案内板、表示板は大きめの文字を用い、色の対比や明度の差に配慮する。
	③盲導犬同伴者が利用できない場合がある	<ul style="list-style-type: none"> ・盲導犬同伴者の利用に配慮するとともに、利用可能な施設はその旨を建物出入口等に表示する。
4. 聴覚障がい者	①音声情報の認知が不可能又は困難	<ul style="list-style-type: none"> ・駅舎のプラットフォーム等危険箇所では電光掲示板による注意喚起を行う。 ・呼出しを行うカウンターでは電光掲示板を設置する。 ・客席、観覧席では難聴者用設備を設ける。
5. 内部障がい者	①歩行時に疲れやすい	<ul style="list-style-type: none"> ・経路の長い歩行空間では、適切に休憩スペースを設ける。 ・階段はできる限りけあげが小さくなるように配慮する。
	②膀胱や直腸機能障害では、おむつ使用や人工肛門の人が多く、排泄やその処理に困ることが多い	<ul style="list-style-type: none"> ・オストメイト対応の設備がある便所を設ける。
6. 知的障がい者	①複雑な建物内の動線を理解することが困難な場合がある ②言葉による情報伝達が困難な場合がある ③周囲の物理的環境や周囲の人間関係からの不安を感じることがある	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内の案内は、文章、音声、デザインなどを統一して分かりやすい表現とし、図記号(ピクトグラム)やひらがなの併記が求められる。 ・身体が不安定であったり移動が困難な場合もあり、歩行空間には段を設けない。 ・機器、設備は単純で分かりやすく、操作しやすいものとする。 ・窓口などでは、人的なケアも合わせて考慮する。 ・外部からの音や光を遮られ、騒音の低減と響きの抑制が抑えられた、一人で静かに過ごせる場(カームダウン・クールダウン室等)を設ける。
7. 精神障がい者	①精神面で安定性、持久力等が低い場合が多い	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの音や光を遮られ、騒音の低減と響きの抑制が抑えられた、一人で静かに過ごせる場(カームダウン・クールダウン室等)を設ける。
8. 発達障がい者	①周囲の物理的環境や周囲の人間関係からの不安を感じることがある ②衝動性・多動性行動がみられる ③音や光に敏感な人がいる ④言葉による情報伝達が困難な場合がある	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの音や光を遮られ、騒音の低減と響きの抑制が抑えられた、一人で静かに過ごせる場(カームダウン・クールダウン室等)を設ける。 ・窓口などでは、人的なケアも合わせて考慮する。 ・便所では、保護者等の異性同伴への配慮・工夫が必要な場合もある。 ・音や光等の刺激が強い場所を避けることのできる案内(センサーマップの表示等)を行う。

対象者	特性と配慮すべき事項	配 慮 内 容
9. 高齢者 (加齢に伴う 身体機能の低下)	①運動機能 ・加齢により手足の動きが緩慢になる ・脚力、握力、呼吸機能等が低下する ・運動反射神経や平衡感覚が低下する	・歩行中の転倒、つまずきに留意し、段を設けない。 ・路面は滑りにくい材料を選ぶ。 ・杖、補助具、カート等の使用者に対しては幅、大きさに配慮する。 ・歩行空間での突起物は避ける。 ・適宜、休憩場所を設ける。 ・ドアの取っ手、水栓金具等は握りやすく、操作しやすいものを選ぶ。
	②感覚機能 ・視覚、聴覚、臭覚、触覚の順に感覚機能が低下しやすい	・サインの文字サイズ、色の識別、コントラストに配慮する。 ・視覚と音声情報を併設できるようにする。 ・視覚や聴覚に関する配慮については、「3.視覚障がい者」、「4.聴覚障がい者」を参照してください。
10. 認知症の人	①覚えられない、すぐ忘れるといった記憶障がいや、時間や場所の把握が困難になる見当識障がいなど ②周囲の環境などにより、不安感やうつ状態、幻覚などの症状が発生することもある	・認識してほしいものは明度のコントラストをつける。 ・文字とピクトグラムを併記したサインを設置する。 ・適切な場所へサインを設置する。 ・適切な照度を保つ。
11. 妊婦	①階段の昇降等が困難 ②歩幅が狭くなる ③足元が見えない、しゃがみが難しい ④長時間の歩行や立ち姿勢が困難	・階段はできる限りけあげが小さくなるよう配慮する。 ・公共性の高い一定規模以上の建築物や駅には、エレベーターを設ける。 ・歩行中の転倒、つまずきに留意し、段を設けない。 ・経路の長い歩行空間では、適切に休憩場所を設ける。
12. 子ども連れ	①ベビーカーは、段差や凹凸部の移動が困難な場合が多い ②排水溝の蓋に車輪がはまりこむことが多い	・出入口の幅は広くし、平坦にする。 ・段差が生じる場合は傾斜路を設ける。 ・公共性の高い一定規模以上の建築物や駅には、エレベーターを設ける。 ・排水溝等の蓋は車輪が落ち込まないものとする。
	③外出時には、乳幼児の授乳やおむつ交換をする場所が必要になる	・授乳室やおむつ交換台を設ける。
	④乳幼児をつれて便所を利用することが難しい	・便所や便室内に乳幼児設備を設ける。 ・ベビーカーも入ることができるスペースを確保する。 ・特に便所等では、乳幼児連れ利用者の性別によらない配慮が求められる。
13. 性的マイノリティ (LGBTQ)	①性自認が身体的性別と同じ人もいれば、ちがう人もいる ②「男性」や「女性」に明確に分けられない人もいる	・男女共用の便房など、施設の用途や利用者を踏まえ、必要な便房の設置を検討する。
14. 外国人	①日本語によるコミュニケーションが困難、あるいは不可能な場合が多い	・図記号（ピクトグラム）や多言語を併記する。 ・ルビふりを行う。

カームダウン・クールダウンについて

●カームダウン・クールダウンとは

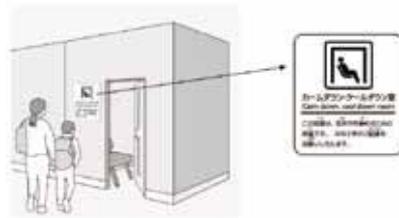
- ・発達障がいのある人や知的障がいのある人、精神障がいのある人、認知症のある人など、音や光に敏感な特性がある方がいます。
- ・そのような方が、外部から音や光を遮り、一人で静かに過ごせる場（カームダウン・クールダウン室）が必要であるといわれています。

●カームダウン・クールダウン室とは

- ・パニックが生じた場合など冷静になることができる個室（カームダウン・クールダウン室）や間仕切り等で仕切られたスペース（カームダウン・クールダウンスペース）があります。

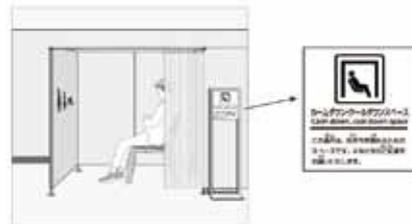
■カームダウン・クールダウン室の配慮ポイント

1. 部屋は空調を備えた個室とし、中から施錠できる方が望ましいです。
2. 照明は、気分が落ち着くように少し暗めの間接照明とし、照明（調光や色調）をコントロールできることが望ましいです。
3. 部屋の入口には案内サイン「カームダウン・クールダウン室 Calmdown, cool down room」を設置します。
4. 一点に集中し気分を落ち着かせるために、動物などのイラストやキャラクター、数字などの「アイキャッチャー」を設置することも効果的です。
5. 部屋は既存のものを活用するなどの工夫でも十分対応できます。



■カームダウン・クールダウンスペースの配慮ポイント

1. パーティション（間仕切り）などを活用し、部屋の中を部分的に仕切った事例です。この場合、防犯上の理由から足下が見えるカーテンやロールスクリーンで仕切るようにします（設置場所の要件によって変わる）。
2. 照明は、気分が落ち着くように少し暗めの間接照明が望ましいです。
3. スペースの外側に案内サイン「カームダウン・クールダウンスペース Calm down, cool down space」を設置します。
4. 一点に集中し気分を落ち着かせるために、動物などのイラストやキャラクター、数字などの「アイキャッチャー」を設置することも効果的です。
5. スペースは既存のものを活用するなどの工夫でも十分対応できます。



出典：「カームダウン・クールダウンCalm down,cool down について(令和5(2023)年6月/公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団)」

基準となる幅や広さ等の基本的な考え方

施設整備にあたり、整備基準と誘導基準の考え方は、主に車椅子使用者や杖使用者等の動作寸法に基づいて設定しています。

それらの具体的な根拠と寸法は以下のようになっています。

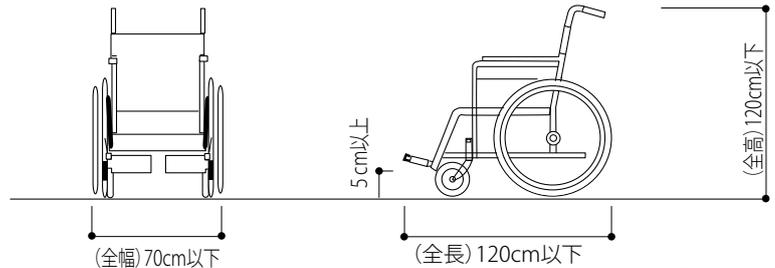
1. 車椅子の基本寸法

● 手動車椅子の寸法

JIS T9201 (車椅子)

車椅子の形状・寸法はJIS規格(日本工業規格)により定められている。

形式は自操用と介助用に分けられ、自走用には、室内形やスポーツ形などがある。



・寸法はJIS規格寸法を示し、リクライニング機構及び/又はティルト機構を装備する車椅子は、標準状態の寸法とする。
※全高120cm以下は、ヘッドサポートを外したとき。

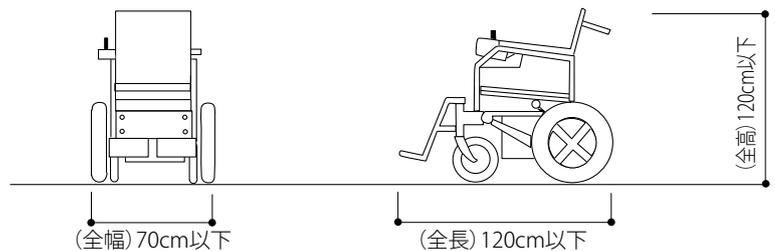
● 電動車椅子の寸法

JIS T9203 (電動車椅子)

電動車椅子の寸法はJIS規格により定められている。形式は自操用と介助用に分けられ、自操用は標準型、座位変換型、簡易型、特殊型がある。

性能は、登坂性能(10°の傾斜を直進で登ることができる)、段差乗越(助走ありで4.0cm)などが規定されている。

自操用標準型



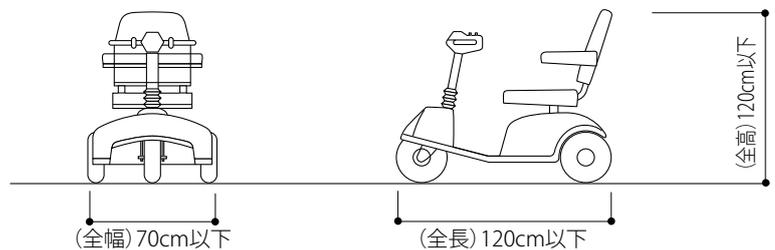
・寸法はJIS規格寸法を示す

JIS T9208 (ハンドル形電動車椅子)

ハンドル形電動車椅子の形状・寸法はJIS規格(日本工業規格)により定められている。

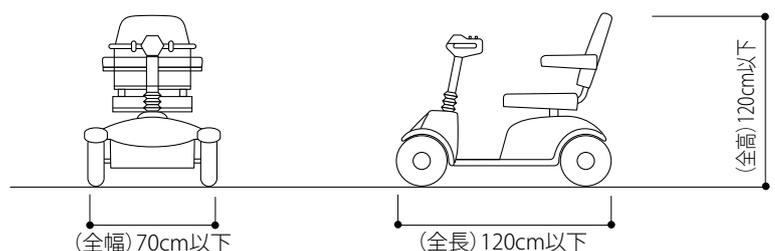
性能は、最高速度(平たん路において6.0km/h以下)、段差乗越え(助走ありで5.0cm)などが規定されている。また、回転性能によって1.2M形と1.0M形に分けられ、1.0M形で180°回転するのに必要な通路幅は180cm未満とされている。

自操用ハンドル形(三輪)



・寸法はJIS規格寸法を示す

自操用ハンドル形(四輪)

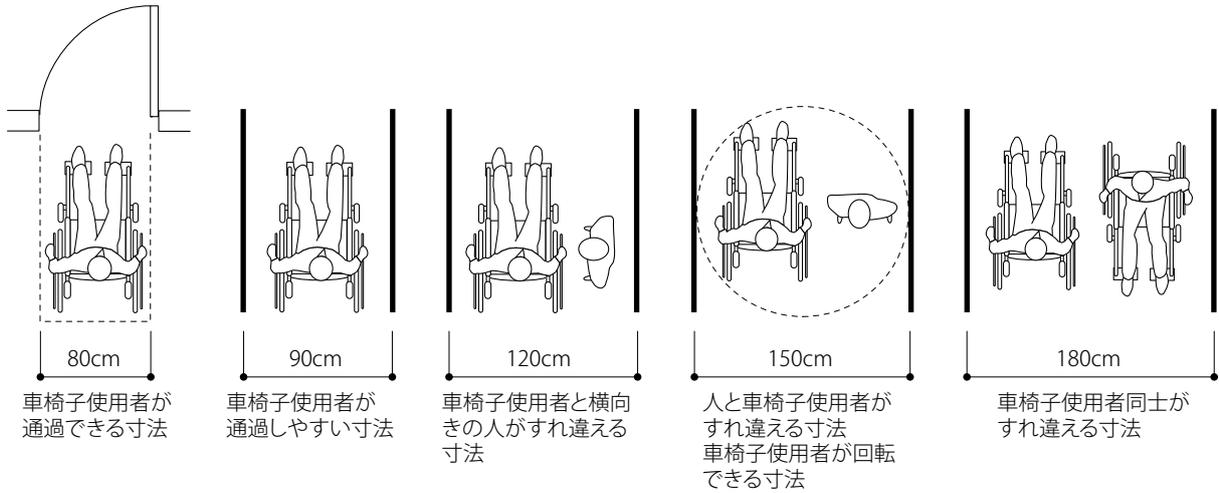


・寸法はJIS規格寸法を示す

なお、いずれの電動車椅子も道路交通法では、歩行者として扱われており、運転免許証は不要である。

2.車椅子使用者の動作方法

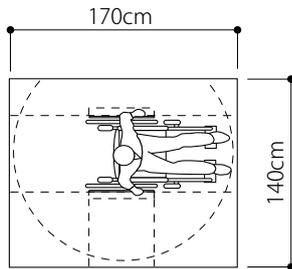
●通過寸法



●回転寸法

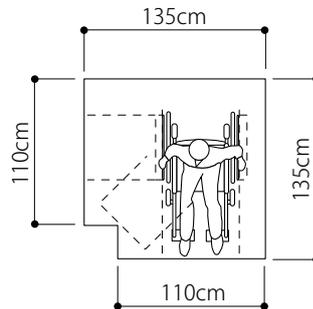
手動車椅子

180°回転(車軸中央を中心)

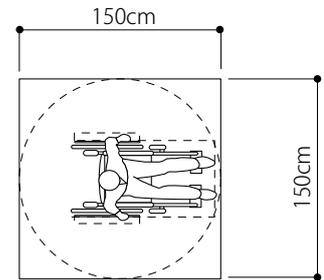


※180°回転することを「転回」と言います

90°回転(車軸中央を中心)

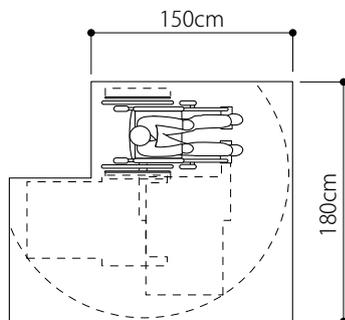


最小の回転円

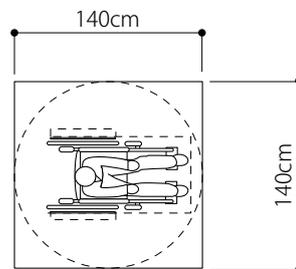


電動車椅子

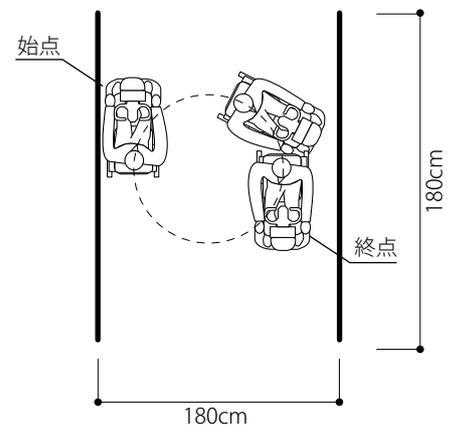
180°回転(片方の車輪中央を中心)



最小の回転円

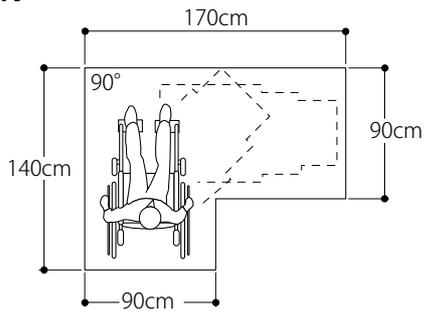


自操用ハンドル型が180°回転できる通路幅

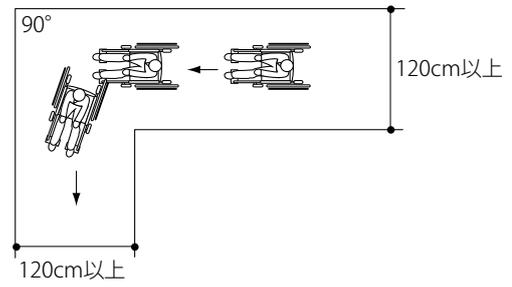


●直角路の通過

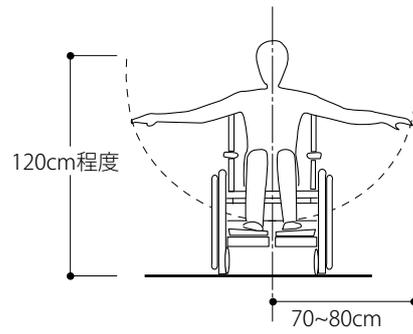
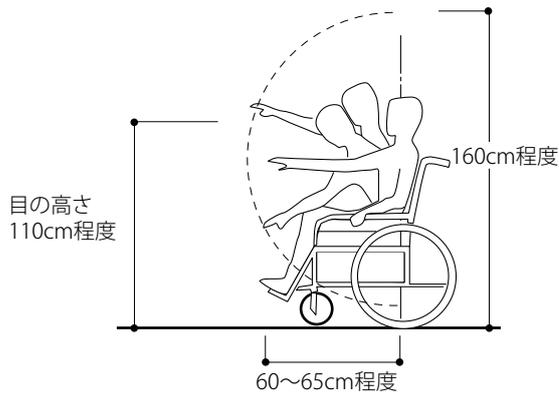
手動車椅子



電動車椅子



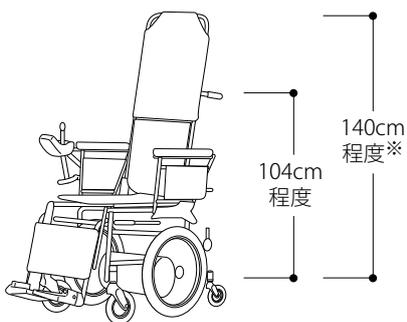
●手の届く範囲と目線の高さ



(注) ものをつかむ動作では到達範囲がさらに短くなる

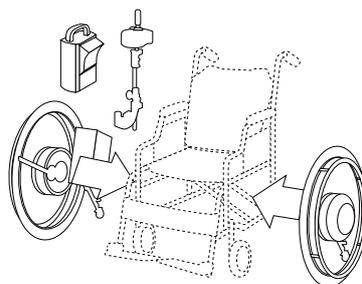
●様々な車椅子の例

電動リクライニング車椅子



※ヘッドレスト装着時の寸法

電動化ユニット



※手動車椅子に電動化ユニットを搭載することで、電動車椅子として使用できます。

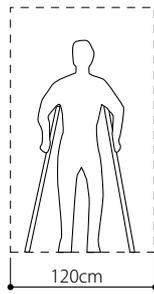
リフト式電動車椅子



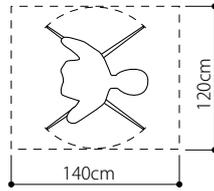
※座面の高さが電動で上下します。

3.杖使用者の動作寸法

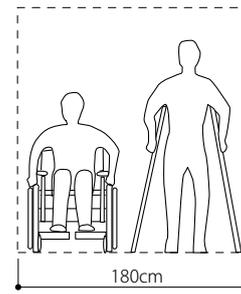
●通過寸法



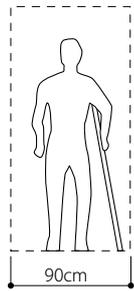
松葉杖使用者が通過しやすい寸法



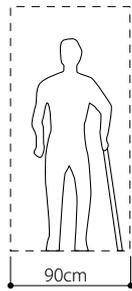
松葉杖使用者の動作寸法



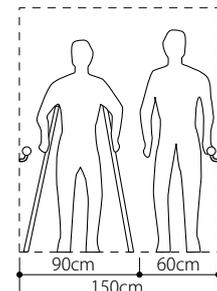
車椅子使用者と松葉杖使用者のすれ違い寸法



片松葉杖使用者の動作寸法



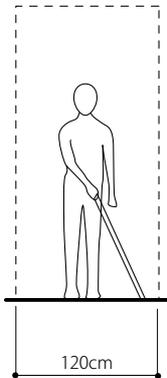
杖使用者(ステッキ)の動作寸法



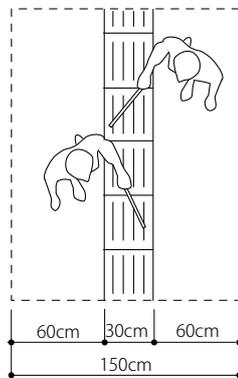
松葉杖使用者と歩行者のすれ違い

4.視覚障がい者の動作寸法

●白杖使用者

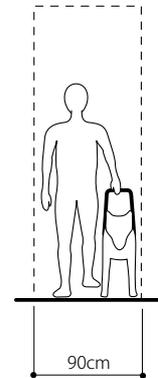
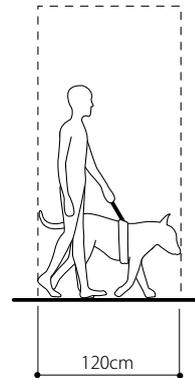


白杖使用者の動作寸法



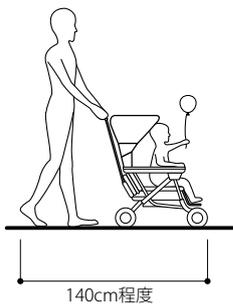
視覚障がい者誘導用ブロック等を使用する白杖使用者が通過できる寸法

●盲導犬同伴者

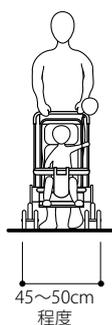


5.ベビーカーの動作寸法

●通過寸法



140cm程度



45~50cm程度

認知症の人にもやさしいデザインの基本的な考え方

認知症の人にもやさしいデザインについて、基本的な考え方や視点、ポイントは以下のようになっています。

1.背景

認知症の高齢者数は令和4年時点で約443万人、軽度認知障がいの高齢者数は約559万人と推計されており、高齢者の約3.6人に1人は認知症又はその予備軍とされています。

日本において、認知症はもはや特別な病気ではなくなっています。

2.認知症が本人に与える影響

認知症による記憶障がい、見当識障がい、理解・判断力の障がいなどの症状や、加齢による視覚機能や聴覚機能の低下、歩行障がいなどの症状は、自立した行動を妨げることに繋がります。このような状態の変化を理解し、それを補完するような環境を整えることが認知症の人にもやさしいデザインの起点になります。

3.認知症の人にもやさしいデザインの基本的な考え方

(1)記憶に頼らず行動できる空間づくり

認知症の人は記憶に頼って周囲の状況を把握することが困難になります。記憶に頼らなくても、その場で得られる手がかりから、自分がいる場所、行きたい場所を理解できるようにすることが重要です。

(2)安心して、自分らしく選ぶことができる居場所づくり

自らの行動を選択できることは、その人らしい生活の第一歩になります。一人になれたり、他者と交流できたり、安心して自分らしく選ぶことができる居場所があることが重要です。



4.認知症の人にもやさしいデザインの5つの視点

基本的な考え方を実践するためには、以下の5つの視点があります。

(1)色(明度)の組み合わせ

認知症の人の中には、加齢による色覚の変化に加え、視力、周辺視野、視覚情報の処理能力などが低下している場合があります。認識して欲しい場所は色(明度)のコントラスト(対比)をつけると、注意を引くことができます。認識してほしくないものがある場合、コントラストをつけないことで目立たなくします。

(2) サインと目印の活用

記憶に頼らず、その場にある情報で行動できるよう、適切なサインの設置場所を検討し、わかりやすいサインを設置しましょう。迷いやすい場所には、目印となる特徴的なものを置くとよいでしょう。本人の部屋やトイレに迷わず行くことができれば、介助に頼ることなく、自分で行動を選択することができます。

(3) 明るさの調節

認知症の有無に関わらず多くの高齢者は、加齢に伴い視覚能力が低下しています。周囲の状況を把握しやすくし、転倒しにくくするためにも、室内では一定の明るさを確保しましょう。

また、日中の活動量が少なかったり、夜中に明るい照明に当たったりすると、夜間の睡眠が妨げられます。明るさを調節することで体内時計を整えることを助けます。

(4) 親しみや安心感への配慮

認知症の人にとって、若い頃の記憶は比較的長い間保たれるということがわかっています。懐かしいものに喜びや安心を感じたり、慣れ親しんだものをうまく使いこなすことができます。

本人のこれまでの生き方や趣味、好みを知ること、親しみのある環境作りをサポートできます。これらのことは、介護施設や病院など自宅以外の環境において特に重要になります。

(5) 安全な屋外空間

自由に動き回れる環境は、ストレスを減らすだけでなく、主体的な活動を促します。また、屋外にすることで、心身の体調を整えます。屋外の出入口に鍵をかける場合がありますが、本人のやりたいことを妨げる対応は、怒りや不満につながる場合があります。さりげなく安全性を保つ工夫を考えましょう。

●デザインのポイント

1. 色(明度)の組み合わせ

- ・目立たせるところはコントラストを強く
- ・目立たせないところはコントラストを弱く 等

2. サインと目印の活用

- ・文字とピクトグラムを併記する
- ・適切な設置場所、適切な大きさ 等

3. 明るさの調節

4. 親しみや安心感への配慮

5. 安全な屋外空間



※詳しくは、「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を参照ください

共生社会の実現を推進するための認知症基本法とは (令和6年1月1日施行)

認知症の人が尊厳と希望を持って生活できるようにすることを目的として、令和6年1月1日に「認知症基本法」が施行されました。

●新しい認知症観と生活におけるバリアフリー化の推進

認知症基本法に基づき国が策定した「認知症施策推進基本計画」(令和6年12月)では、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」が示されました。

また、認知症の人が尊厳と希望を持って暮らせる社会環境整備のため、基本的施策の1つとして、地域の企業や公共機関等でのバリアフリー化の推進が定められています。

●福岡市の取組み「認知症の人にもやさしいデザイン」

福岡市では、認知症基本法施行より先行して、「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を令和元年度に策定し、多くの施設に認知症の人にもやさしいデザインの導入を促進することで、認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくりを推進しています。

同手引きの策定や施設への導入促進に加え、他の自治体が事例を参照できるように工夫している点が評価され、本市の一連の取組みが「2024グッドデザイン・ベスト100」を受賞しました。



▲安全で使いやすいインフラの整備
(例：福岡市地下鉄)



▲認知症の人にもやさしいデザインの手引きダウンロード用リンク



(問い合わせ先 福岡市福祉局ユマニチュード推進部認知症支援課)

施設整備マニュアルの見方

本施設整備マニュアルは、施行規則に沿って構成しており、整備箇所ごとに区分して解説しています。

最初に基本的な考え方、設計のポイント、整備項目を示し、次に具体的な整備の内容について解説しています。

●基本的な考え方

この項目について、どのような観点から整備すればよいか、基本的な考え方を簡潔にまとめています。

●設計のポイント

利用者の視点から設計上のポイントを簡潔にまとめています。

●整備の対象

この項目の整備の対象を示しています。

●留意事項

整備項目を適用する際に留意が必要な事項を示しています。

設計編〔建築物〕

2.廊下等

設計のポイント

- 廊下等とは、廊下その他これに類するものです。
- 屋内の通路は、利用者が容易に目的の空間まで到達できるように、動線が複雑にならず、なるべく距離が短くなるように配慮します。
- 高齢者、障がい者等も安全に通行できるように、車椅子や松葉杖の使用者に支障のない幅員を確保するとともに、段差が生じる場合は傾斜路等により段差を解消します。さらに、必要に応じて手すりや車椅子当たり、休憩スペース等を設けます。
- 視覚障がい者に配慮し、杖で把握できないような突出物や柱型をできるだけ設けないことが必要です。
- 認知症の人に配慮し、床面の視認性を高めることが望まれます。

基本的な考え方

建物の各出入口から利用の目的となる部屋までの廊下は各室を利用するための重要部分であり、建物利用状況などに応じて高齢者、障がい者等が支障なく通行できるように、十分な幅員の確保等、様々な配慮をする必要があります。

整備項目

その他

- 2. 段
- 5. 車椅子の転回スペース
- 6. 高低差
- 10. 視覚障がい者誘導用ブロック等
- 11. 玄関ホール
- 13. 認知症の人にもやさしいデザイン

整備の対象 □建物出入口又は駐車場出入口から各室に至る経路を対象とします。

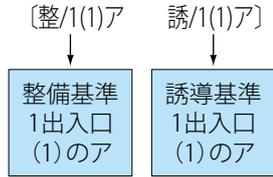
留意事項 □整備基準では、床面の仕上げ及び段についてすべての通路の整備を求め、1以上の経路（移動等円滑化経路）について、車椅子使用者が通行可能な幅員、傾斜路等や視覚障がい者の通行に配慮した整備を求めています。誘導基準では、すべての通路の整備を求めています。

□従業員専用通路等は対象外です。

□視覚障がい者誘導用ブロック等は、建物の用途や規模等により整備内容が異なります。

● 施行規則との対応

整備項目と施行規則（別表第2、第3）との対応を示しています。



整備の内容・基準について引用先の項目、ページを示していません。

● 整備の内容と凡例

○：整備基準

対象施設を新設又は改修する際に、適合させなければならない基準
[施行規則(別表第2)]

♥：誘導基準

整備基準よりも水準の高い基準で、対象施設をより利用しやすいものとするよう適合に努める基準
[施行規則(別表第3)]

◇：標準的な整備内容

整備基準に沿った標準的な仕様、寸法等を具体的に示しています。

これらは、利用者の要請にも対応した整備内容であり、積極的に整備を行うことを求めています。

◆：望ましい整備内容

標準的な整備内容に加え、さらに利用者の利便性や快適性への配慮を行った望ましい整備内容を示しています。

● 語句の解説等(*)

語句の解説や寸法等の根拠等を示しています。

● 図表・イラストによる解説

基準等の内容が理解しやすいよう、“例”として図解を示しています。

図中の凡例

◎：望ましい整備例

△：望ましくない整備例

6. 高低差

[整/2(3)エ 誘/2(3)イ]

※「3.傾斜路」の項を参照(P78)

※「9.手すり」の項を参照(P147)

※「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P150)

○♥高低差がある場合は、「3.傾斜路」で定めているように下表の構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機を設けます。

*「車椅子使用者用昇降機」とは「段差解消機」のことです。「3.資料編」参照。(P37)

「3.傾斜路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
有効幅員	120cm以上(段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上(段を併設する場合は120cm以上)
こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合1/8)以下	1/12以下
踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に敷設する	同 左
色及び大きさ	原則として黄色とし、これによりがたい場合は、周囲の床材との色の明度の差又は輝度比の大きい色とする。大きさは、原則として縦横それぞれ30cmとする	同 左
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

注)用途面積2,000㎡以上の一部の用途の施設には、「傾斜路の識別」及び「点状ブロック等」について付加基準があります。「3.傾斜路」(P78)、「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」(P150)の項を参照してください。

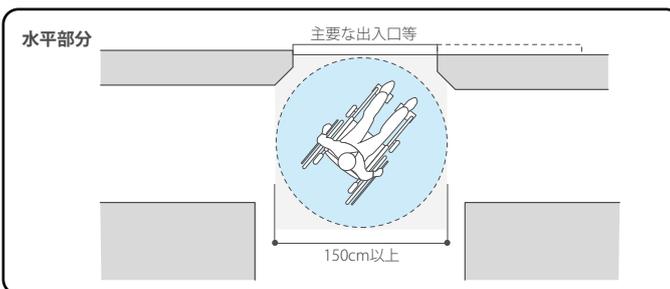
7. 出入口に接する部分

[整/2(3)オ 誘/2(3)ウ]

○♥主要な出入口及びエレベーター等の出入口に接する部分は水平とします。

◆主要な出入口前の水平部分は、直径150cm以上のスペースとすることが望まれます。

*「150cm」とは、車椅子が回転できる寸法です。



○：整備基準 ♥：誘導基準 ◇：標準的な整備内容 ◆：望ましい整備内容 *：語句の解説等

